## 平成30年度旭川市農業委員会第4回定例農政部会議事録

1 開催日 平成30年10月25日(木曜日)

2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時40分開会

3 開催場所 旭川市6条通9丁目 旭川市総合庁舎議会棟2階 第2委員会室

4 出席委員 15名

2番・加藤 孝志3番・佐藤 慎二4番・山村 志保子5番・安友進6番・橋本 幸博7番・浅沼 博実8番・上島 由満10番・北原 浩美11番・中原 俊一12番・請川 幹恭14番・大西 秀雄15番・島山 守穂

16番・田口 一昌 17番・市田 敏行 18番・山田 孝

5 欠席委員 3名

1番・大橋 政美 9番・香川 三四郎 13番・島田 正明

6 会議出席 加藤事務局次長 栗山事務局副主幹 松本事務係主査 事務局職員 橋爪事務係主査 須賀事務係主任

7 傍 聴 人 なし

8 議 事 録 2番・加藤 孝志 3番・佐藤 慎二 署 名 委 員

- 9 議事内容
  - (1) 報告第1号 特例付加年金裁定請求について
  - (2) 報告第2号 農業者老齢年金裁定請求について
  - (3) 報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について
  - (4) 報告第4号 農地法第4条の規定による届出について
  - (5) 報告第5号 農地法第5条の規定による届出について
  - (6) 報告第6号 現地目証明願について

## 10 議事録本紙

○議 長(市田 敏行) ただいまから、平成30年度旭川市農業委員会第4回定例農政部会を開会 いたします。

会議の成立でありますが、現在の出席委員数は15名でありますので、部会規則第8条の規定に基づきまして、本会は成立しております。

詳細につきましては、事務局の方から諸般の報告をお願いします。

○事務局(加藤 次長) 事務局。

御報告申し上げます。

本日の部会に、1番・大橋委員、9番・香川委員、13番・島田委員、以 上3名の方から欠席する旨の届出がございましたので、御報告いたします。

○議 長(市田 敏行) それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。

2番・加藤委員,3番・佐藤委員の両委員を指名いたしますのでよろしく お願いいたします。

それでは、本日の議事日程に基づき進めてまいりますが、御発言のときには、議席番号を告げてから御発言願います。

○議 長(市田 敏行) それでは審議に入ります。

日程第1報告第1号「特例付加年金裁定請求について」ですが、これにつきましては旭川市農業委員会部会長専決規程第2条第2項第5号に基づき既に専決処理したものでありますので、御報告いたします。

それでは、事務局から御説明します。

○事務局(松本 主査) 事務局。

日程第1報告第1号「特例付加年金裁定請求について」御説明いたします。 平成30年8月11日から10月10日までの間に1件の裁定請求があり、 内容が適格なものとして独立行政法人農業者年金基金に送付いたしましたこ とを報告いたします。

以上でございます。

○議 長(市田 敏行) ただいま、事務局から説明がありましたが、御意見・御質問等はございま すか

○委 員 (「なし。」の声あり。)

○議 長(市田 敏行) ないということですので、報告第1号を終わります。

○議 長(市田 敏行) 日程第2報告第2号「農業者老齢年金裁定請求について」御報告いたします。

事務局から御説明願います。

○事務局(松本 主査) 事務局。

日程第2報告第2号「農業者老齢年金裁定請求について」御説明いたします。

平成30年8月11日から10月10日までの間に独立行政法人農業者年金基金に送付した請求書が2件ありましたことを御報告いたします。

以上でございます。

○議 長(市田 敏行) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見・御質問等はございますか。

○委 員 (「なし。」の声あり。)

○議 長(市田 敏行) ないということでありますので、報告第2号を終わります。

○議 長(市田 敏行) 次に、日程第3報告第3号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。

事務局から御説明いたします。

○事務局(松本 主査) 事務局。

日程第3報告第3号「農地法第3条の3の規定による届出について」御説明いたします。

平成30年8月11日から10月10日までの間に,市街化区域内に所在する農地について1件の届出があり,届出の内訳といたしましては,相続による取得でございます。

これは、共有者の一人が死亡したことに伴い、当該共有者の持分全部について、他の共有者4名が持分に応じて所有権を取得したものであり、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議 長(市田 敏行) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見・御質問等はございますか。

○委 員 (「なし。」の声あり。)

○議 長(市田 敏行) ないということでありますので、報告第3号を終わります。

○議 長(市田 敏行) 続いて、日程第4報告第4号「農地法第4条の規定による届出について」 を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(松本 主査) 事務局。

日程第4報告第4号「農地法第4条の規定による届出について」御説明いたします。

これは市街化区域内の農地を転用するもので、平成30年8月11日から 10月10日までの間に届出が1件あり、転用の目的につきましては、駐車場を造成するものでございます。

こちらにつきましても、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号 に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議 長(市田 敏行) いま事務局から報告がありましたが、皆さんの方から御意見・御質問等は ございますか。

○委員 (「なし。」の声あり。)

○議 長(市田 敏行) ないということでありますので、報告第4号を終わります。

○議 長(市田 敏行) 次に、日程第5報告第5号「農地法第5条の規定による届出について」を 報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(松本 主査) 事務局。

日程第5報告第5号「農地法第5条の規定による届出について」御説明い たします。

これは市街化区域内の農地を権利移動し転用するもので、平成30年8月 11日から10月10日までの間に所有権移転による届出が3件あり、転用 の目的につきましては、全て住宅を建築するものでございます。

なお、議案番号1番と2番につきましては同じ農地に関する届出となっておりますが、当初、議案番号1番の譲受人に所有権移転する予定の届出を受理し、受理通知交付を行った後に、議案番号2番の譲受人に所有権移転する届出があり、届出記載内容及び書類に不備がないことから、議案番号2番の届出を受理し、受理通知交付を行いました。

議案番号1番の転用は行われないまま、議案番号2番の別の譲受人での届出が有効であるかにつきましては、工事未着工により転用されておらず、所有権も移転していないため、議案番号2番の届出に問題はなく、議案番号1番の5条届出を取り下げなければ新たな届出ができないという定めはないこ

と、現況で転用事実がなく届出記載内容及び添付書類に不備がない限り届出は受理することになることから、議案番号1番の取り下げや届出内容の変更、 訂正ではなく、議案番号2番の届出受理、受理通知交付の対応となりました。 また、実際の所有権移転につきましては議案番号2番の届出により行う予

定である旨,譲渡人から意見を得ているところでございます。 こちらにつきましても,旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号

に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。 以上でございます。

○議 長(市田 敏行) ただいま事務局から非常に複雑な内容でありますけれども,説明がありましたが,御意見・御質問等はございますか。

○委 員(浅沼 博実) 7番浅沼です。

いま説明があったのですが、これは取り下げしなくても支障がないということですが、1番、2番はどなたが申請しているのですか。

○議 長(市田 敏行) 事務局から説明願います。

○事務局(松本 主査) 事務局。

申請は5条の届出については、譲渡人及び譲受人両方からいただくものになっております。ですので、1番は譲渡人3名と譲受人の会社、2番につきましては譲渡人3名と譲受人1名からの申請となっております。

○委 員(浅沼 博実) 実際に事務局に申請書を持参したのも本人ですか。代理人が来ていますか。

○事務局(松本 主査) 司法書士です。

○委 員(浅沼 博実) 司法書士なら問題ないと思います。もし代理人だとか第三者が委任状を持 参してとなれば大丈夫なのかと。事務局の説明はあったのですが、どうして こういう順番になったのかと思ったので。わかりました。

○議 長(市田 敏行) よろしいですか。それでは、他に御質問はございませんか。

○委 員 (「なし。」の声あり。)

○議 長(市田 敏行) 問題がないとの説明ですので、御了解願いたいと思います。 それでは報告第5号を終わります。

○議 長(市田 敏行) 続きまして,日程第6報告第6号「現地目証明願について」御報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(松本 主査) 事務局。

日程第6報告第6号「現地目証明願について」御説明いたします。

平成30年8月11日から10月10日までの間に、市街化区域内に所在する土地における現地目証明の顧出が23件あり、事務局で確認したところ、表の中程にあります利用状況のとおり現況が全て農地・採草放牧地以外であり、これらにつきまして、現地目証明事務処理要領第10条に基づき農政部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議 長(市田 敏行) ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんから御意見・御質問等は ございますか。

○委 員 (「なし。」の声あり。)

○議 長(市田 敏行) それではないようですので、報告第6号を終わります。

○議 長(市田 敏行) 以上で本日の提出議案の審議を全て終了いたしました。

全体を通じて皆さんから御意見・御質問があれば承りたいと思いますけれ ども,何かございますか。

○委員 (「なし。」の声あり。)

○議 長(市田 敏行) ないようですので、これを持ちまして平成30年度旭川市農業委員会第4 回定例農政部会を閉会いたします。